

**県産農林水産物 PR 動画作成事業業務委託にかかる  
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項**

**1 趣旨**

本県では、農林水産業創出額が令和2年度2,433億円、令和6年度2,650億円を目標に掲げ取り組んでいるところである。しかしながら、コロナウイルスの感染が拡大する中、県産農林水産物の外食での需要が低迷している。一方、需要好調な量販店では内食が増え、生鮮需要を増大させる好機でもある。

そこで、増大する内食や量販店需要に合わせ、喫緊の県産品需要回復を図り、大消費地の消費者等に対して、大分県の農林水産物の魅力をPRするために、新たな生活様式に対応した販売促進活動を実施する必要がある。

以上のことから、このたび本県農林水産物の品質の高さや生産環境、調理方法等を伝える動画を制作することにしたものの。

**2 契約に付する事項**

- (1) 委託名 県産農林水産物 PR 動画作成事業業務委託
- (2) 履行場所 「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局  
大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年2月28日まで
- (4) 業務概要 別紙「県産農林水産物 PR 動画作成事業業務委託」による。
- (5) 予算額 委託額 18,370千円（消費税を含む。）
- (6) 著作権等

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下「流対本部」という。）等が契約の目的物（以下「成果物」という。）である動画を加工し、量販店等に設置のデジタルサイネージでの放映やホームページ等に登載することを許諾すること。

また、成果物及び委託契約に基づく協議会の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

成果物については「The・おおいた」ブランド流通対策本部に無償譲渡する。

**3 参加資格等**

(1) 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- ①大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- ②事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、流対本部との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- イ 流対本部から要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。
- ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## (2) 参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を**令和2年6月29日（月）17時**までに提出すること。（FAX可。その場合必ず着信を確認すること。）

また、次に定める資格審査書類を企画提案書等の提出期限（**令和2年7月10日（金）17時**）までに持参または簡易書留郵便で提出すること。

資格審査書類（1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

ア企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）

イ会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

ウ過去の類似業務の実績を証する書類

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 納税証明書（県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

②参加申込書及び資格審査書類提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局  
（大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班）  
T E L 097-506-3636  
F A X 097-506-1761

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

#### 4 説明会

実施しない。

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書はe-mailまたはFAXで提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

なお、件名は「県産農林水産物PR動画作成事業業務委託に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア 提出期限 **令和2年6月29日（月）17時**まで

イ 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局  
（大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班）

F A X 097-506-3636

e-mail ryuutai.oita@gmail.com

(3) 回 答

質問事項への回答は、令和2年7月1日（水）までに、参加申出のあった業者に対して電子メールにより回答するが、提案内容の核となる質問内容については、質問者のみに回答す

る。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

## 6 企画提案書の提出等

- (1) 業務の目的等に留意のうえ、効果的なプロモーションの実施方法等を具体的に記載した下表の企画提案書等を作成し、**10部（正本1部、副本9部）**を提出期限までに提出すること。副本は、提出書類の記載内容等から提案者が特定できないようにすること。  
(A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 企画提案書	仕様書に記載のとおり、企画提案書には少なくとも以下の内容を記載すること。 ・構成案（品目ごとにショート ver.、ロング ver.） ・絵コンテ（22品目のうち2品目以上について作成、作成する品目についてはショート ver.とロング ver.の両方を作成すること） ・動画の活用方法	様式自由 (A4版)
③ 業務工程表		様式自由 (A4版)
④ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、協議会との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
⑤ 見積書	実施予定の媒体毎等、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4版)

- (2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

① 提出期限 **令和2年7月10日（金）17時**まで

② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局  
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班)

- (3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

## 7 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。  
なお、提案競技参加者が多数の場合、流対本部は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にFAXで通知する。
- (2) 審査委員会は、**令和2年7月17日(金)に県庁で行う(新型コロナウイルスの影響により書面審査の場合もある)**。審査委員会では、提案者によるプレゼンテーションを行うこととし、1者(3名以内での出席とする。)につき、持ち時間15分(説明10分、質疑応答5分)とする。具体的な時間や場所等については、別途通知する。
- (3) 審査結果は、**令和2年7月22日(水)**を目処に審査委員会に係る全ての企画提案者に対して文書により通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

## 8 その他

- (1) 実施にあたっては、県の規定に準じておこなう。
- (2) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、協議会と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

## 9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局

(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班)

電話 097-506-3636

FAX 097-506-1761